

善通寺市農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年3月1日

善通寺市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

これまで本市では、伝統的基幹産業である農業の発展を目指し、農業生産基盤の整備や担い手の育成をはじめ、関係機関・団体と一体となった多様な農業振興施策の推進、振興作物のブランド化などに取り組んできた。しかしながら、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、高齢化や後継者不足による労働力の低下により遊休農地や耕作放棄地の増加が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図っていく必要がある。

本市の農業の特徴を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が進んでいくよう、善通寺市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、平成35年度を目標とし、3年ごとの農業委員並びに推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、毎年度作成する「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (平成29年3月)	1,250ha	6.5ha	0.52%
3年後の目標 (平成32年3月)	1,238ha	3.3ha	0.27%
目 標 (平成36年3月)	1,222ha	2.2ha	0.18%

注1：平成35年度末までに、遊休農地面積を現状の3分の1以下に抑制することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・ 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。
- ・ なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。
- ・ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地利用関係の調整を行う。
- ・ 利用状況調査と利用意向の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続を行う。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (平成29年3月)	1, 250ha	387.4ha	31.0%
3年後の目標 (平成32年3月)	1, 238ha	606.6ha	49.0%
目 標 (平成36年3月)	1, 222ha	818.7ha	67.0%

注2：「香川県農業経営基盤強化促進基本方針」の政策目標に基づき、平成35年度末までに、担い手への農地利用の集積率を67%まで引き上げることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な取り組み方法

- ・ 市ホームページや農業委員会だよりを活用し、農地中間管理事業の周知を図る。
- ・ 推進委員において、不作付地の洗い出しを行い、所有者の利用意向を確認しながら、農地中間管理機構への貸付等を促進する。また、農業委員及び農地機構農地集積専門員と連携し、担い手へのマッチング活動を行う。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

平成29年度から平成35年度末までの間で10経営体

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・ 県や農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。
- ・ 農業委員並びに推進委員は新規参入者（法人を含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。
- ・ 貸借または売買可能な農地の情報提供に努めるとともに、新規参入者が借り受け又は買い受けしやすいフォローアップ体制を構築する。